

建設工事等の入札参加資格審査申請の 申請方法の共通化について

建設工事等の共通の申請方法のたたき台に関する意見照会(概要)

- 建設工事及び測量・建設コンサルタント等の共通の申請方法のたたき台を**全ての地方公共団体に対して**送付し、各地方公共団体における**たたき台に対する考え方や課題等を照会**※

※「建設工事等の入札参加資格審査申請に係る共通の申請方法のたたき台に関する意見照会について(依頼)」(令和7年8月29日付け総行第422号 総務省自治行政局行政課長通知)

主な調査事項

1. 申請方法のたたき台に掲げた方法についての考え方(対応可能/課題がある)等

- 申請の受付方式、申請の受付期間、資格が付与される日・資格が付与される期間 等

2. 物品・役務等と建設工事及び測量・建設コンサルタント等の資格の有効期間の関係に係る考え方

- 全国単位で共通の入札参加資格審査申請システムを整備し、申請受付・審査を共同で行うと仮定した場合に、最も適切と考えられる有効期間とその理由
 - ① 物品・役務等の資格の有効期間を3年、建設工事等の資格の有効期間を2年と設定
 - ② 物品・役務等の資格の有効期間を3年、建設工事等の資格の有効期間を3年と設定
 - ③ 物品・役務等の資格の有効期間を2年、建設工事等の資格の有効期間を2年と設定

3. 建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請の審査体制、申請件数、補正件数

※ 令和7年10月24日時点で建設工事、測量・建設コンサルタント等ともに、市区町村5団体が未回答

物品・役務等と建設工事及び測量・建設コンサルタント等の資格の有効期間について①

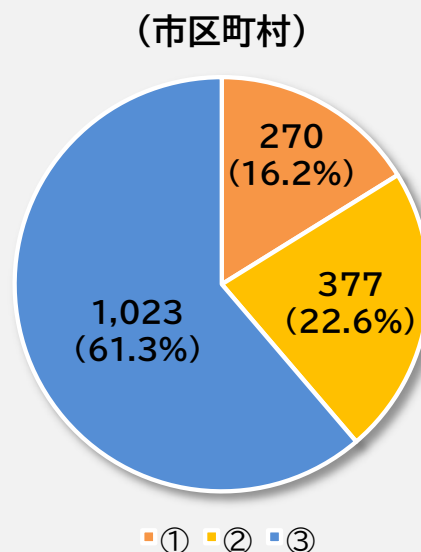
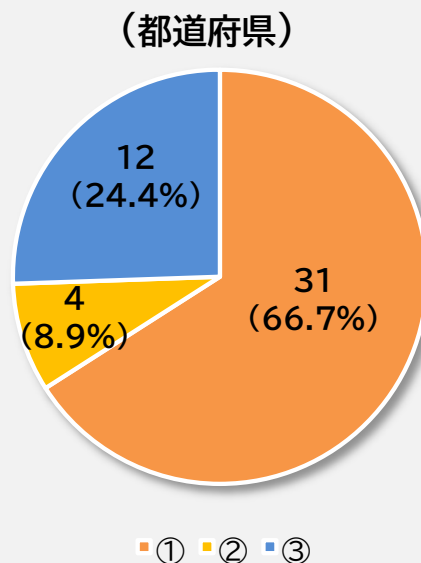
- 全国単位で共通の入札参加資格審査申請システムを整備し、申請受付・審査を共同で行うと仮定した場合に、以下の選択肢から最も適切と考えられる有効期間とその理由について、全地方公共団体に意見照会。

- ① 物品・役務等の資格の有効期間を3年、建設工事等の資格の有効期間を2年と設定
- ② 物品・役務等の資格の有効期間を3年、建設工事等の資格の有効期間を3年と設定
- ③ 物品・役務等の資格の有効期間を2年、建設工事等の資格の有効期間を2年と設定

照会結果

- 都道府県においては、「①物品・役務等を3年、建設工事等を2年」(31団体(66.7%))が最も多くなっており、次いで、「③物品・役務等を2年、建設工事等を2年」(12団体(24.4%))となっている。
- 市区町村においては、「③物品・役務等を2年、建設工事等を2年」(1,023団体(61.3%))が最も多くなっており、次いで、「②物品・役務等を3年、建設工事等を3年と設定」(377団体(22.6%))となっている。

<有効期間の回答状況>



【凡例】

- ① 物品・役務等を3年、建設工事等を2年
- ② 物品・役務等を3年、建設工事等を3年と設定
- ③ 物品・役務等を2年、建設工事等を2年と設定

※ 都道府県47団体、市区町村1,670団体に占める割合

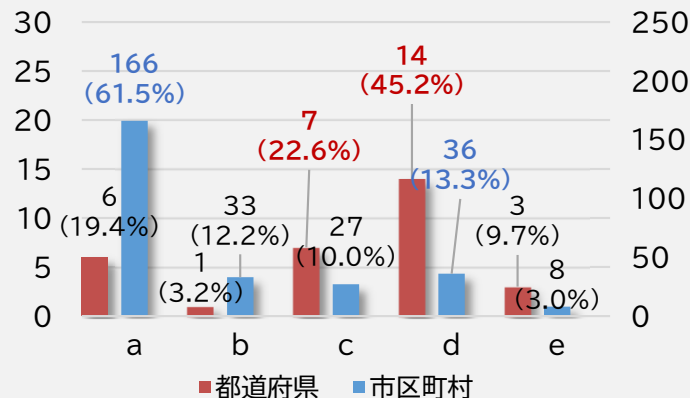
市区町村については、建設工事の入札参加資格審査申請を実施していると回答した団体(1,716団体)から物品・役務等の資格の有効期間を定めていない(物品・役務等の入札参加資格審査申請を行っていない場合を含む)と回答した団体(46団体)を除いた数

物品・役務等と建設工事及び測量・建設コンサルタント等の資格の有効期間について②

照会結果(続き)

- 各有効期間を選択した理由は以下のとおりとなっている。

①物品・役務等を3年、建設工事等を2年 (都道府県31団体、市区町村270団体)



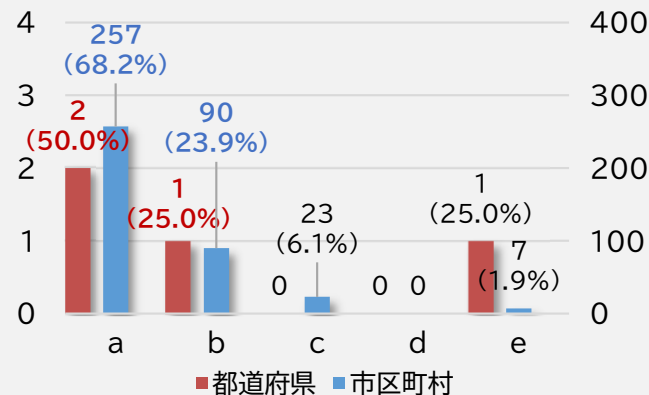
【凡例】

- a 地方公共団体の事務負担の軽減
- b 申請事業者の事務負担の軽減
- c 地方公共団体の審査体制の整備を行いやすい
- d 事業者の経営状況の把握がしやすい
- e その他

<都道府県・市区町村別の上位2つの理由>

都道府県	市区町村
d 事業者の経営状況が把握しやすい (14団体)	a 地方公共団体の事務負担の軽減 (166団体)
c 審査体制の整備がしやすい (7団体)	d 事業者の経営状況が把握しやすい (36団体)

②物品・役務等を3年、建設工事等を3年 (都道府県4団体、市区町村377団体)



【凡例】

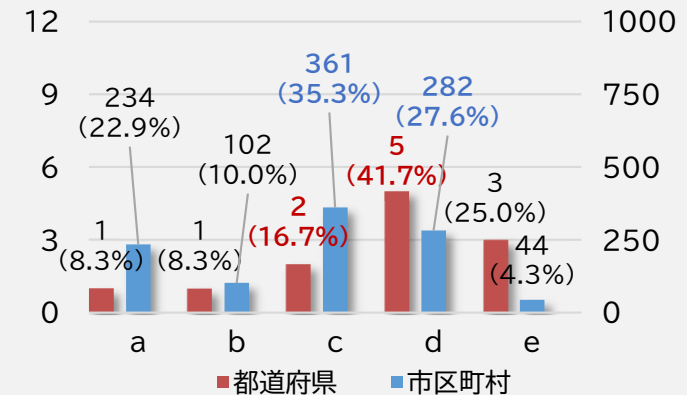
- a 地方公共団体の事務負担の軽減
- b 申請事業者の事務負担の軽減
- c 地方公共団体の審査体制の整備を行いやすい
- d 事業者の経営状況の把握がしやすい
- e その他

<都道府県・市区町村別の上位2つの理由>

都道府県	市区町村
a 地方公共団体の事務負担の軽減 (2団体)	a 地方公共団体の事務負担の軽減 (257団体)
b 事業者の事務負担の軽減 (1団体)	b 事業者の事務負担の軽減 (90団体)

※左軸は都道府県数、右軸は市区町村数

③物品・役務等を2年、建設工事等を2年 (都道府県12団体、市区町村1,023団体)



【凡例】

- a 地方公共団体の事務負担の軽減
- b 申請事業者の事務負担の軽減
- c 地方公共団体の審査体制の整備を行いやすい
- d 事業者の経営状況の把握がしやすい
- e その他

<都道府県・市区町村別の上位2つの理由>

都道府県	市区町村
d 事業者の経営状況が把握しやすい (5団体)	c 審査体制の整備がしやすい (361団体)
c 審査体制の整備がしやすい (2団体)	d 事業者の経営状況が把握しやすい (282団体)

※eの都道府県3団体はそれぞれ異なる意見のため除く。

物品・役務等と建設工事及び測量・建設コンサルタント等の資格の有効期間について③

検討

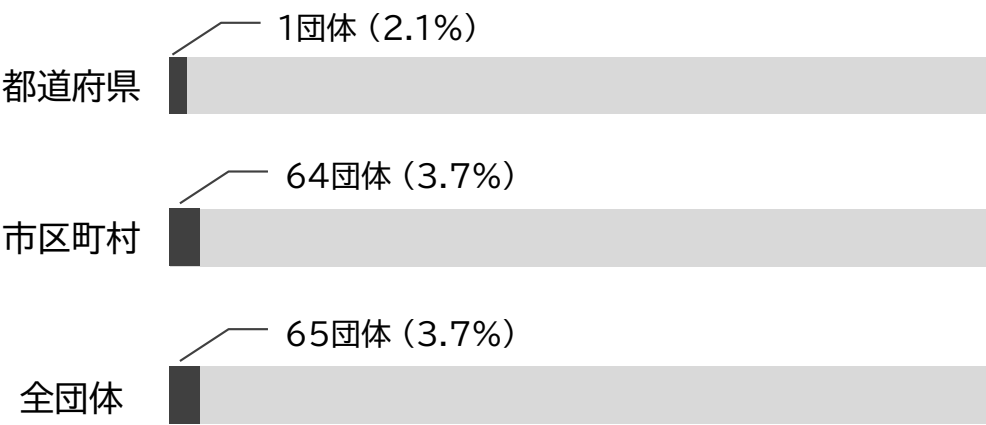
- 意見照会の結果、市区町村では、物品・役務等と建設工事等の有効期間を同一とすべき(②+③)としている団体が8割以上となっている。
- これまでの検討においても、物品・役務等と建設工事等の資格の有効期間が異なる場合は、特に市区町村から、一括申請・審査を行うことができなくなることや両方の資格に申請する事業者にとっての事務負担が大きくなることを課題とする意見が多くあったことを踏まえると、共通の資格の有効期間については、一括申請・審査を可能する観点等から、物品・役務等と建設工事等の有効期間を同一とすべきと考えられるか。
- その上で、意見照会の結果、最も多数である「③物品・役務等を2年、建設工事等を2年」と回答した団体においては、都道府県、市区町村ともに「審査体制の整備を行いやすいこと」及び「事業者の経営状況が把握しやすいこと」を理由として挙げている団体が最も多くなっている。
- 一方、「②物品・役務等を3年、建設工事等を3年」と回答した団体においては、「地方公共団体の事務負担を抑えられること」及び「事業者の事務負担を抑えられること」を理由としている団体が大部分を占めているが、建設工事等を3年とすることについては、これまでの検討において、事業者の経営状況の適切な把握に支障が生じることや事業者の格付け機会が減少すること等の否定的な意見が多くなっている。
- この点、建設工事等を3年とした場合でも、個別の入札時に経営状況を確認することや有効期間中に随時申請又は追加申請を行うことで、経営状況の把握や格付け機会の確保を担保できるとの意見もあるが、現にこのような取り扱いを行っていない団体、特に小規模団体においては、個々の入札時や随時申請又は追加申請に係る事務負担が増加するため、一律に対応することが難しいと考えられるか。
- 以上を踏まえると、一括申請・審査を可能とすること及び経営状況の適切な把握の観点から、「③物品・役務等を2年、建設工事等を2年」とすることが考えられるか。(このため、物品・役務等の共通の有効期間を3年から2年に変更する。)

共通化の方向性

- 共通の資格の有効期間については、一括申請・審査を可能とすること及び経営状況の適切な把握の観点から、「物品・役務等を2年、建設工事等を2年」とするか。

申請の受付方式(定期申請)

● 課題がある団体



● 課題の内容と対応方針

課題	対応方針
現在、随時申請のみで受付しており、資格の有効期間は経営事項審査の有効期間と一致させている。建設工事の場合は、経営事項審査の有効期間が事業者によって異なり、資格の有効期間中に切れてしまうことがあるため、定期申請に馴染まないのではないか。(43団体)	指摘のあった課題については、共通の入札参加資格審査申請システムにおいて経営事項審査情報をデータ連携し、資格の有効期間中も経営事項審査の有効期間が切れていないか確認できるようにすることで対応できると考えられるか。
現在、随時申請のみで受付しており、定期申請とした場合、2年に1度、審査の繁忙期が生じることになり、事務の平準化ができない。また、随時申請から定期申請に変更した場合、事業者の申請機会も減少することになり、混乱が懸念される。(9団体)	- 多くの団体において、定期申請を基本として受付していることを踏まえると、随時申請で共通化することは難しい。今後、共通システムの整備や共同受付・審査体制の構築に係る検討に合わせて、地方公共団体の審査事務の効率化を検討していく。 - また、共通化に伴い、事業者に対して申請漏れ等による不利益が生じないようにするとともに、共通の申請方法が円滑に導入されるよう、十分な周知期間や準備期間を設け、必要な支援を検討する必要がある。

● 主な課題（意見の提出があったもの）

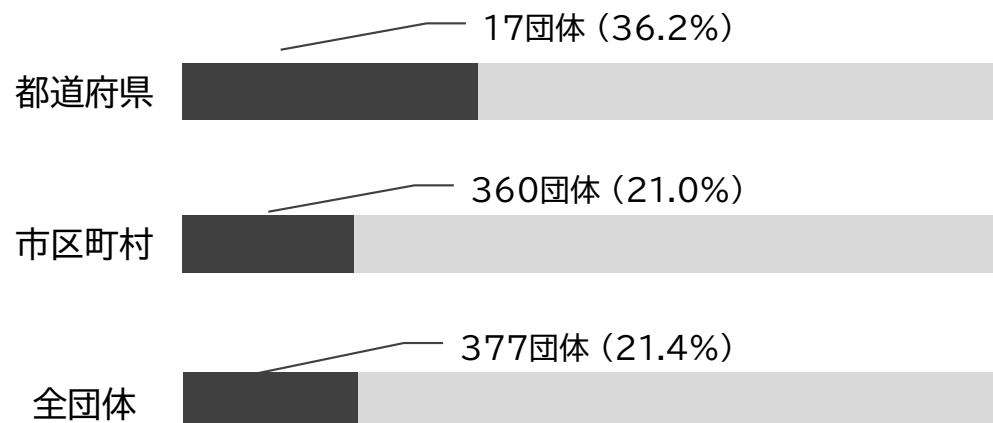
- 資格の有効期間中に経営事項審査の有効期間が切れる場合があり、経営事項審査が有効であることを担保できない。 **43** 団体
- 現在、随時申請のみで受付していることから、定期申請になることにより、審査の繁忙期が生じることになり、事務の平準化ができない。 **9** 団体

※ 上記のほか、「共同受付団体と協議が必要」(4団体)等の意見があった。

- 上記の対応方針及び多くの団体において課題はないとされていることを踏まえ、**たたき台のとおり**とするか。

定期申請の受付期間①(定期申請により資格が付与される日直前の10月1日から11月30日まで)

● 課題がある団体



● 主な課題 (意見の提出があったもの)

(受付期間を長く設定すべきとの意見)

- 申請受付・審査事務の平準化や事業者の申請機会の確保の観点から、受付期間を長く設定すべき。 18 団体

(受付期間を短く設定すべきとの意見)

- 申請受付・審査事務のための人員確保等の観点から、受付期間を短く(1か月程度)とすべき。 16 団体

(受付期間を前倒しすべきとの意見)

- 共通化により、申請件数が増加することが見込まれ、審査が完了しない可能性があることから、受付期間を前倒しかつ長くすべき。 4 団体
- 審査事務が年度末の繁忙期と重複するため、受付期間を前倒しすべき。 5 団体

(受付期間を後ろ倒しすべきとの意見)

- 申請の受付期間が予算編成等の繁忙期と重なることから、冬期(12月、1月、2月)に後ろ倒しすべき。 78 団体
- 資格付与日(申請受付の翌年の4月1日)時点で有効な総合評価値通知書がない事業者が存在することから受付期間を後ろ倒し(1月以降)すべき。 15 団体
- 受付開始が早すぎると、情報が古くなり、変更申請が増加することから、受付期間を後ろ倒しすべき。 12 団体
- 最新の経営状況を確認する観点からは、できる限り資格付与日(申請受付の翌年の4月1日)に近い方がよいと考えられることから受付期間を後ろ倒し(1月以降)すべき。 7 団体

(その他の意見)

- 建設工事と測量・建設コンサルタント等の申請受付・審査が同時期になり、事務負担が大きくなる。 36 団体
- 建設工事と物品・役務等の申請受付・審査が同時期になり、事務負担が大きくなる。 4 団体
- 受付時期・期間を変更するに当たって、規則・要綱等の改正や事業者への十分な周知が必要。 20 団体

※ 上記のほか、「共同受付団体と協議が必要」(58団体)、「資格の有効期間中に経営事項審査の有効期間が切れる場合があり、経営事項審査が有効であることを担保できない」(申請の受付方式で取り上げた課題と同様)(43団体)、「現在の受付期間と異なる」(9団体)、「団体内で調整を要するため、十分な移行期間が必要」(5団体)、「現在、随時申請を行っているため、対応が難しい」(3団体)、「システム改修が必要」(3団体)、その他(21団体)の意見があった。

定期申請の受付期間②(定期申請により資格が付与される日直前の10月1日から11月30日まで)

検討

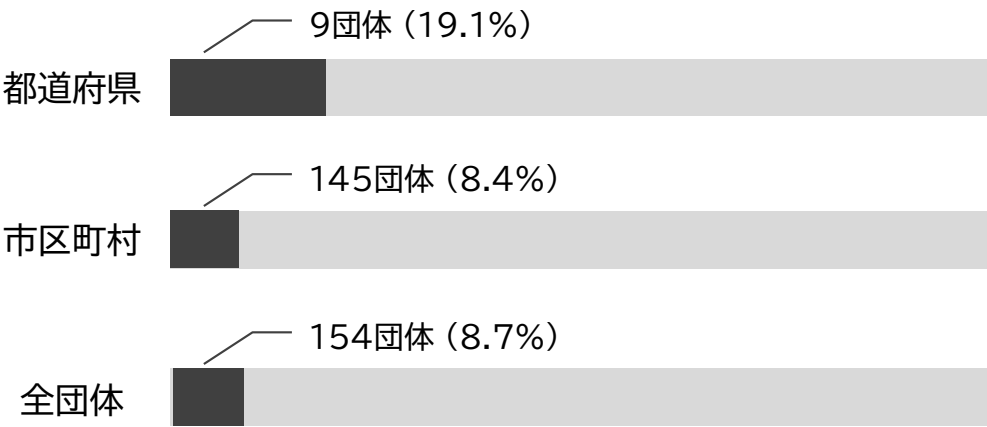
- 定期申請の受付期間の共通化に当たっては、共同受付・審査体制で行われる共通審査(共通・選択申請項目等の審査)とその後、地方公共団体ごとに行われる独自審査(独自申請項目等の審査、格付け)があることを踏まえて、十分な審査期間を確保できるように設定する必要がある。
- 意見照会では、最新の経営状況の把握等の観点から、受付期間を後ろ倒しすべきという意見が多くなっているが、その場合、たたき台で示した期間よりも審査期間が短くなることが想定され、十分な審査期間を確保することが困難となると考えられるか。なお、最新の経営状況の把握といった観点については、資格の有効期間を2年とすることで事業者の経営状況を把握しやすくなるため、一定程度、担保されるものと考えられるか。
- 一方、受付期間を前倒しすべきとの意見の中には、入札参加資格審査申請の共通化により、事業者からの申請件数が増加することが見込まれ、たたき台の受付期間では資格の有効期間の開始日までに審査が完了しないおそれがあるとの課題が挙げられている。
- この点、共同受付団体の実情を踏まえると、共通化した場合には、事業者からの申請件数が一定程度増加することは想定されるが、どの程度増加するのかやそれをどのような共同受付・審査体制で処理するのか等が未定であり、共通審査及び独自審査にどの程度の処理期間が見込まれるのか不明であることから、定期申請の受付期間をどの程度前倒しすれば、十分な審査期間を確保できるのかは現時点では判断できない。
- これを踏まえ、定期申請の受付期間については、現時点の暫定案として、たたき台のとおり設定し、共同受付・審査体制に係る検討に合わせて、受付期間について、どの程度前倒しが必要となるか、再度検討することが考えられるか。

共通化の方向性

- 定期申請の受付期間については、現時点の暫定案として、たたき台のとおり設定し、共同受付・審査体制に係る検討に合わせて、最適な期間となるように検討した上で、決定することとするか。

定期申請の資格が付与される日・期間①(4月1日、4月1日から2年後の3月31日まで)

● 課題がある団体



※ 右記のほか、「資格の有効期間中に経営事項審査の有効期間が切れる場合があり、経営事項審査が有効であることを担保できない」(申請の受付方式で取り上げた課題と同様)(43団体)、「共同受付団体と協議が必要」(39団体)、「規則・要綱等の改正が必要」(3団体)、「システム改修が必要」(2団体)の意見があった。

● 主な課題 (意見の提出があったもの)

- 現在、都道府県の格付結果を準用している又は都道府県の格付結果に独自の主観点を追加して、格付けを行っているため、都道府県の資格付与日とは同一にはならず、ずれることになる。都道府県の資格付与日の1、2か月後に資格が付与されるようにすべき。 **16 団体**
- 人事異動や入札・契約に係る繁忙期と重なり、事務負担が大きい。 **15 団体**
- 3月末までに完成した工事成績等を格付けに使用しているため、4月1日を資格付与日とした場合、格付けが間に合わず、現在の格付方法を見直す必要がある。 **8 団体**
- 公共工事の制度改正等の適用時期に合わせることを理由に資格付与日を6月からとしている。 **6 団体**

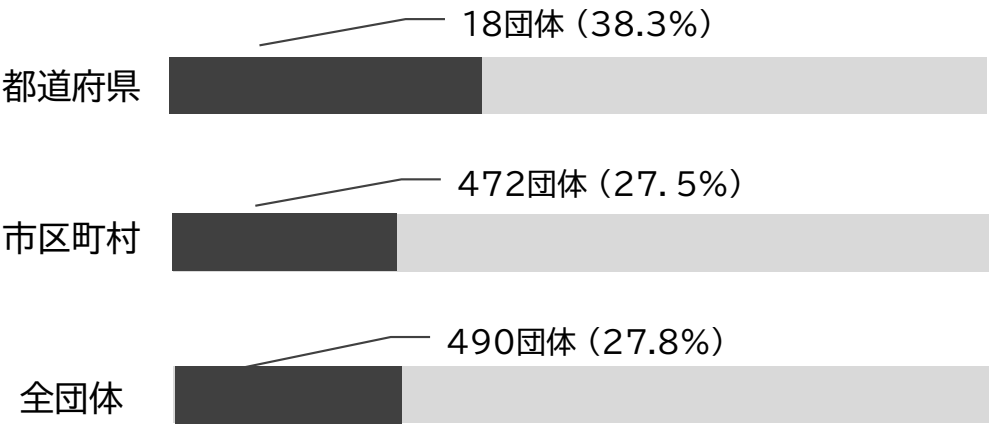
● 課題の内容と対応方針

課題	対応方針
- 現在、都道府県の格付結果を準用している又は都道府県の格付結果に独自の主観点を追加して、格付けを行っているため、都道府県の資格付与日とは同一にはならず、ずれることになる。都道府県の資格付与日の1、2か月後に資格が付与されるようにすべき。(16団体) - 人事異動や入札・契約に係る繁忙期と重なり、事務負担が大きい。(15団体) 3月末までに完成した工事成績等を格付けに使用しているため、4月1日を資格付与日とした場合、格付けが間に合わず、現在の格付方法を見直す必要がある。(8団体) - 公共工事の制度改正等の適用時期に合わせることを理由に資格付与日を6月からとしている。(6団体)	- 課題を踏まえると、資格が付与される日について、団体ごとに一定程度、柔軟性をもった設定ができるようにすることも考えられるが、このようにした場合、特に複数の団体に申請する事業者にとっては、資格が付与される日にばらつきが生じることにより、団体ごとの申請時期の管理等に関する事務負担が生じると考えられるか。 - なお、都道府県の格付結果を使用して格付けを行っているため、都道府県の資格付与日とは同一にならないという課題については、たたき台のとおり、資格が付与される日を4月1日で共通化した場合においても、審査期間を十分に確保することを前提とした上で、都道府県と市区町村間で格付結果の情報提供の時期や方法等の運用面の調整を行うことで対応できると考えられるか。

- 上記の対応方針及び多くの団体において課題はないとされていることを踏まえ、**たたき台のとおり**とするか。

随時申請の受付期間①（4月16日から次期定期申請の受付期間の開始日直前の8月15日まで）

● 課題がある団体



● 主な課題（意見の提出があったもの）

- 事業者の申請機会確保の観点から、受付の終了日を後ろ倒しすべき。 **72 団体**
- 4月は年度当初で繁忙期となるため、受付の開始日を後ろ倒しすべき。 **11 団体**
- 随時申請に要件（区域内事業者のみ等）を付すべき。 **9 団体**
- 受付の開始日を前倒しすべき。 **6 団体**

※ その他、「共同受付団体との協議が必要」(47団体)、「規則・要綱等の改正や事業者への十分な周知が必要」(4団体)等の意見があった。

※ 「随時申請を実施しておらず、対応が困難である（格付け等の事務負担の増加、人員確保が難しい、定期申請や追加申請のみで対応）」(318団体)との意見があったが、随時申請を採用するかどうかは、地方公共団体の任意としていることから課題として取り扱っていない。

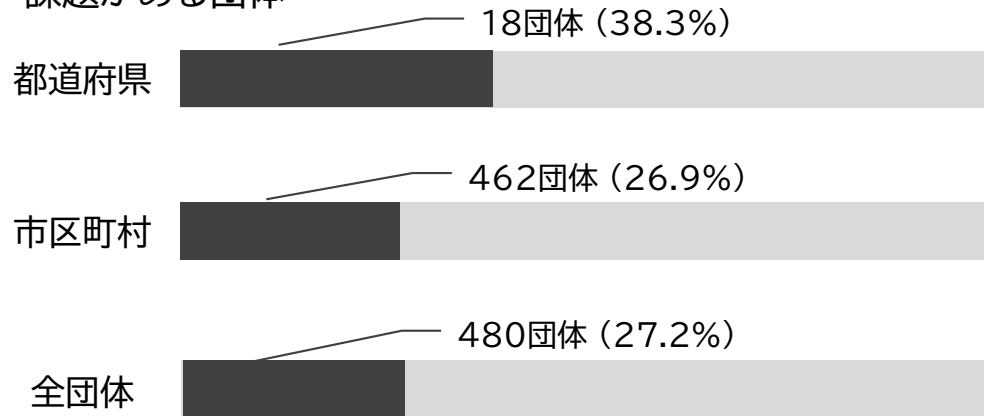
● 課題の内容と対応方針

課題	対応方針
- 事業者の申請機会確保の観点から、受付終了日を次回定期申請の受付期間の終了日(11月末)や資格の有効期間終了日付近(2月、3月)まで後ろ倒しすべき。(72団体) 4月は年度当初で繁忙期であり、申請の受付が難しいため、受付の開始日を後ろ倒しすべき。(11団体) - 受付期間を前倒しすべき(6団体)	たたき台の随時申請の受付期間は、随時申請の受付期間を短く設定している団体も対応できるように設定しており、地方公共団体の判断により、たたき台で示した期間から任意で拡大できることとしているため、左記の課題のいずれの場合も対応できると考えられる。
随時申請については、区域内事業者のみ申請を受け付けているため、要件を設けられるようにすべき。(9団体)	- 随時申請について、区域内事業者のみ申請を受け付けるという取扱い是否定されるものではないが、共通システム上で区域内事業者のみ申請ができるような機能を設けることの費用対効果をどのように考えるか。 - このような団体においては、区域内事業者のみ申請を受け付けるといった随時申請の要件をあらかじめ周知した上で、区域外事業者から申請があった場合は、却下するといった方法で対応が可能と考えられるか。

● 上記の対応方針を踏まえ、**たたき台のとおり**とするか。

随時申請の資格が付与される日・期間①(毎月15日締め、遅くとも翌々月1日から、資格の有効期間の終了日まで)

- 課題がある団体



※ 上記のほか「随時申請を実施しておらず、対応が困難である(格付け等の事務負担の増加、人員確保が難しい、定期申請や追加申請のみで十分)」(307団体)の意見があったが、随時申請を採用するかどうかは、地方公共団体の任意としていることから課題としては取り扱っていない。

● 主な課題（意見の提出があったもの）

- ・ 受付から資格が付与されるまでの期間を短くするべき。 44 団体
- ・ 審査終了後、即時に資格を付与できるようにすべき。 23 団体
- ・ 毎月資格を付与する取扱いとするのは、審査や格付けの事務負担が大きくなり、難しいことから、資格が付与される日を遅くするべき。 22 団体

※ その他、「共同受付団体との協議が必要」(16団体)、「規則・要綱等の改正や事業者への十分な周知が必要」(7団体)等の意見があった。

● 課題の内容と対応方針

課題	対応方針
- 資格の付与される日が「翌々月の1日から」となる場合、受付から資格付与までの期間が長く、事業者の入札機会が損なわれる可能性がある。翌月1日からの資格付与でも対応可能である。(44団体) - 審査終了後、即時に資格を付与するようにしており、資格の付与される日が固定されてしまうと、緊急の入札案件があった場合に対応ができなくなる。(23団体)	たたき台においては、地方公共団体の判断により、資格の付与日を早めることができることとしているため、左記の課題については対応可能と考える。
たたき台のとおりとした場合、毎月資格を付与する必要が生じ、短い期間での審査や格付けが必要となり、事務負担が大きくなる。また、受付をした場合は、契約審査会に諮る必要があることから、審査会の開催頻度も多くなる。これを踏まえ、資格の付与日を3か月、4か月ごと等に設定できるようにすべき。(22団体)	左記の課題を踏まえ、随時申請の資格が付与される日及び期間について、再度検討する。(→P11)

随時申請の資格が付与される日・期間②（毎月15日締め、遅くとも翌々月1日から、資格の有効期間の終了日まで）

検討

- 意見照会では、随時申請の資格が付与される日について、「毎月資格を付与する取扱いとするのは事務負担が大きいため、資格の付与日を3か月、4か月ごと等に設定できるようにすべき」との意見があった。
- たたき台の随時申請の資格が付与される日について <資格の有効期間がn年4月1日からn+2年の3月31日までとした場合の随時申請の状況>
は、都道府県や指定都市が設定している審査期間を参考に審査期間を十分に確保する観点から、「毎月15日締め、遅くとも翌々月1日から資格付与」としたところであるが、上記の意見を踏まえると、**資格の付与日については、地方公共団体の審査事務への影響が少なくなるよう団体ごとにより柔軟な設定ができるようにすることが考えられるか。**
- 具体的には、**随時申請の申請期間を4分割の上、それぞれの期間ごとに資格の付与の日を設定し、遅くとも当該日までには資格を付与することが考えられるか。**
（例えば、n年4月16日～8月15日に受付した申請については、遅くともn年10月1日までに資格付与。）
- なお、事業者にとっては、速やかに資格付与することが望ましいこと、意見照会においても資格が付与される日を早くすべきとの意見もあったことから、**随時申請の審査期間を短縮することのできる地方公共団体においては、資格を付与する日を早めることができるようにすること※が適当であると考えられる。**

※ 例えば、n年5月15日までに受付した申請について、団体の判断によりn年6月1日に資格付与することもできれば、審査後即時に付与することもできる。

受付の締め日	資格の付与される日(遅くとも下記の日まで)	
	たたき台の場合	申請期間を4分割して設定する場合
n年5月15日	n年7月1日	n年10月1日
n年6月15日	n年8月1日	
n年7月15日	n年9月1日	
n年8月15日	n年10月1日	n+1年2月1日
n年9月15日	n年11月1日	
n年10月15日	n年12月1日	
n年11月15日	n+1年1月1日	
n年12月15日	n+1年2月1日	n+1年6月1日
n+1年1月15日	n+1年3月1日	
n+1年2月15日	n+1年4月1日	
n+1年3月15日	n+1年5月1日	
n+1年4月15日	n+1年6月1日	n+1年10月1日
n+1年5月15日	n+1年7月1日	
n+1年6月15日	n+1年8月1日	
n+1年7月15日	n+1年9月1日	
n+1年8月15日	n+1年10月1日	

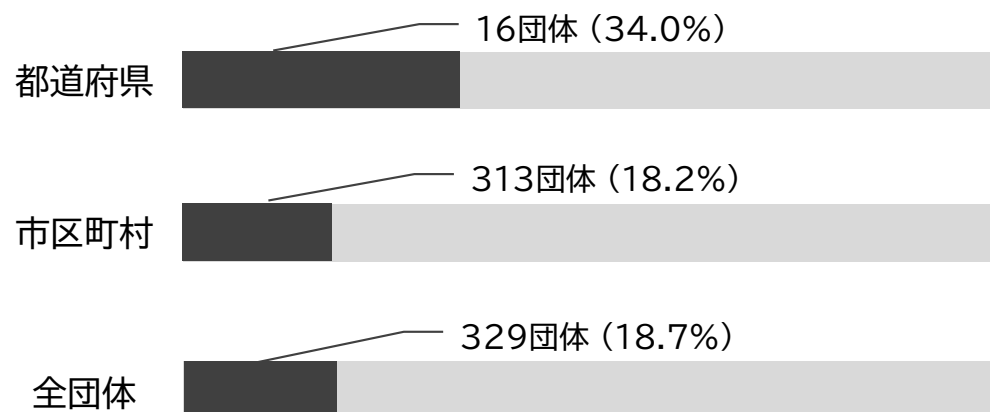
随時申請の資格が付与される日・期間③（毎月15日締め、遅くとも翌々月1日から、資格の有効期間の終了日まで）

共通化の方向性

- 随時申請の資格が付与される日については、それぞれ遅くとも下記の日までに資格を付与することとし、随時申請の審査期間を短縮することのできる地方公共団体においては、資格を付与する日を早めることができることとする。
 - ・ 4月16日～8月15日までに受付した申請については、遅くとも10月1日までに資格を付与
 - ・ 8月16日～12月15日まで受付した申請については、遅くとも2月1日までに資格を付与
 - ・ 12月16日～4月15日までに受付した申請については、遅くとも6月1日までに資格を付与
- また、随時申請により資格が付与される期間については、たたき台のとおり、各地方公共団体において、資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日までとするか。

追加申請の受付期間①(定期申請の1年後の10月1日から10月31日まで)

● 課題がある団体



● 主な課題 (意見の提出があったもの)

(受付期間を長くすべきとの意見)

- 受付期間が短い場合、審査に係る事務負担が増加することから、長くすべき。 2 団体
- 定期申請の受付期間と同様に2か月間とすべき。 2 団体

(受付期間を前倒しすべきとの意見)

- 共通化により、申請件数が増加することが見込まれ、審査が完了しない可能性があることから、受付期間を前倒しかつ長くすべき。 4 団体

(受付期間を後ろ倒しすべきとの意見)

- 申請の受付期間が予算編成等の繁忙期と重なることから、冬期(12月、1月、2月)に後ろ倒しすべき。 30 団体
- 最新の経営状況を確認する観点からは、できる限り資格付与日(申請受付の翌年の4月1日)に近い方がよいと考えられることから受付期間を後ろ倒し(1月以降)すべき。 3 団体
- 受付開始が早すぎると、情報が古くなり、変更申請が増加することから、受付期間を後ろ倒しすべき。 1 団体

(受付回数を増やすべきとの意見)

- 事業者の申請機会の確保の観点から、受付回数を増やすべき(半年に1回等)。 16 団体

(受付に要件を設けるべきとの意見)

- 追加申請に要件(区域内事業者のみ等)を付すべき。 2 団体

※ その他、「共同受付団体との協議が必要」(49団体)、「規則・要綱等の改正や事業者への十分な周知が必要」(8団体)等の意見があった。

※ 上記のほか「追加申請を実施しておらず、対応が困難である(格付け等の事務負担の増加、人員確保が難しい、随時申請で対応している)」(185団体)の意見があったが、追加申請を採用するかどうかは、地方公共団体の任意としていることから課題として取り扱っていない。

追加申請の受付期間②(定期申請の1年後の10月1日から10月31日まで)

検討

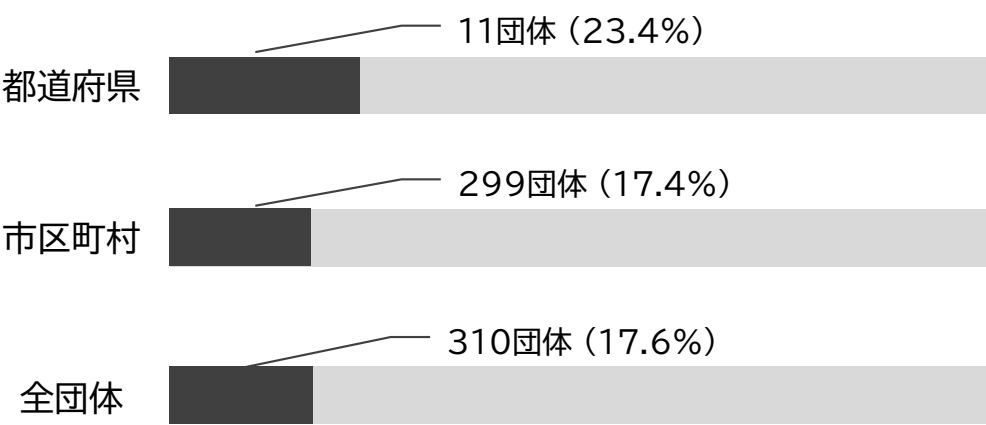
- たたき台の追加申請の受付期間については、「定期申請の1年後の10月1日から10月31日まで」としたところ、意見照会において、定期申請の受付期間に対しての意見と同様、追加申請の受付期間についても、**共通化により、事業者からの申請件数が増加することが見込まれ、たたき台の受付期間では資格の有効期間の開始日までに審査が完了しないおそれがある**との課題が挙げられている。
- 定期申請の受付期間については、共通化した場合には、事業者からの申請件数が一定程度増加することは想定されうるが、どの程度増加するのかやそれをどのような共同受付・審査体制で処理するのか等が未定であり、共通審査及び独自審査にどの程度の処理期間が見込まれるのか不明であることから、定期申請の受付期間をどの程度前倒しすれば、滞りなく審査が行えるのかは現時点では判断できないことを踏まえ、**現時点の暫定案として、たたき台のとおり設定し、共同受付・審査体制に係る検討に合わせて、受付期間について、どの程度前倒しが必要となるか、再度検討することとした(→P7)。**
- これを踏まえ、追加申請についても、**現時点の暫定案として、たたき台のとおり設定し、定期申請の受付期間の検討状況に合わせて、最適なものとなるよう検討することが考えられるか。**
- なお、受付回数を増やすべきとの意見については、たたき台の追加申請の受付期間は、定期申請の有効期間内に追加申請を1回のみ受付することとしている団体も対応できるように設定しており、地方公共団体の判断により、たたき台で示した期間から任意で拡大し、また受付回数を増やすことができることとしている。

共通化の方向性

- 追加申請の受付期間については、**現時点の暫定案として、たたき台のとおり設定し、定期申請の受付期間の検討に合わせて、最適なものとなるように検討した上で、決定することとするか。**

追加申請の資格が付与される日・期間①(定期申請に係る資格の有効期間の開始日の1年後の4月1日から、資格の有効期間の終了日まで)

● 課題がある団体



※ 右記のほか「追加申請を実施しておらず、対応が困難である(格付け等の事務負担の増加、人員確保が難しい、随時申請で対応している)」(168団体)の意見があったが、追加申請を採用するかどうかは、地方公共団体の任意としていることから課題としては取り扱っていない。

● 主な課題 (意見の提出があったもの)

- 受付から資格が付与される日までの期間を短くすべき。 40 団体
- 人事異動や入札・契約に係る繁忙期と重なり、事務負担が大きい。 17 団体
- 資格が付与される日を複数回設けるべき。 10 団体
- 現在、都道府県の格付結果を準用している又は都道府県の格付結果に独自の主観点を追加して、格付けを行っているため、都道府県の資格付与日とは同一にはならず、ずれることになる。都道府県の資格付与日の1、2か月後に資格が付与されるようにすべき。 6 団体
- 審査終了後、即時に資格を付与できるようにすべき。 3 団体

※ その他、「共同受付団体との協議が必要」(45団体)、「規則・要綱等の改正が必要」(3団体)等の意見があった。

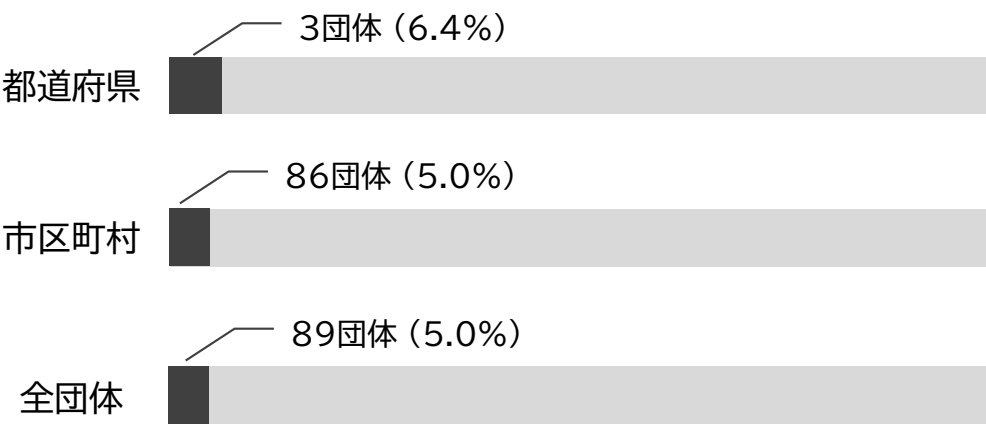
● 課題の内容と対応方針

課題	対応方針
- 受付から資格が付与される日までの期間を短くすべき。(40団体) - 審査終了後、即時に資格を付与できるようにすべき。(3団体) - 資格が付与される日を複数回設けるべき(10団体)	たたき台においては、地方公共団体の判断により、資格が付与される日を早めることができることとしており、また、受付回数を増やすことができるとしているため、左記の課題については対応可能と考えられる。
- 人事異動や入札・契約に係る繁忙期と重なり、事務負担が大きい。(17団体) - 現在、都道府県の格付結果を準用している又は都道府県の格付結果に独自の主観点を追加して、格付けを行っているため、都道府県の資格付与日とは同一にはならず、ずれることになる。都道府県の資格付与日の1、2か月後に資格が付与されるようにすべき。(6団体)	定期申請の資格が付与される日の対応方針(P8)と同様。

● 上記の対応方針を踏まえ、たたき台のとおりとするか。

申請に使用する言語(申請項目・財務諸表は日本語／その他の外国語記載の必要書類は日本語訳を付記又は添付)

● 意見の提出があった団体



● 意見の内容と対応方針

意見	対応方針
- 外国事業者からの申請実績がないため想定しておらず、日本語のみの受付としている。(46団体) - 外国語に対応できる職員が少なく、外国事業者から申請があった場合、審査に係る事務負担が増加する。(11団体) - 添付された書類の日本語訳が正確かどうか判断することが困難であり、正確性を担保できない。(9団体)	- たたき台は、外国事業者からの申請内容を確認しやすくする観点から、外国語記載の必要書類について、「日本語を付記又は添付」することとしたものであり、その必要性は認められる。 - 現にこれまで申請実績がないとの意見も多く、外国事業者からの申請事例は少ないものと考えられる。

- 上記の対応方針及び多くの団体において意見がなかったことを踏まえ、**たたき台のとおり**とするか。

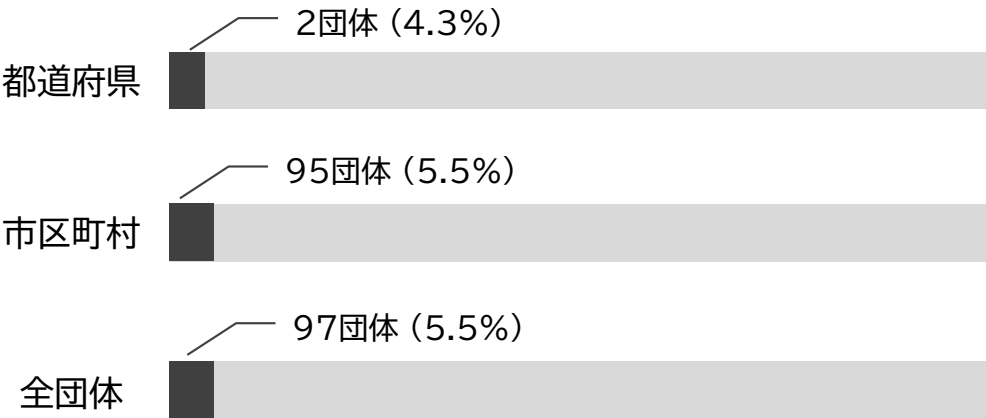
● 主な意見

- 外国事業者からの申請を想定しておらず、日本語のみとしている(申請実績がない)。 **46** 団体
- 外国語に対応できる職員が少なく、事務負担が大きくなる。 **11** 団体
- 添付された日本語訳の正確性の担保が困難。 **9** 団体

※ 上記のほか、「共同受付団体と協議が必要」(9団体)、「規則・要綱等の改正が必要」(2団体)等の意見があった。

金額欄の記載方法(財務省告示の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載)

● 意見の提出があった団体



● 意見の内容と対応方針

意見	対応方針
- 外国事業者からの申請実績がないため、対応方法が不明。換算の際の金額の誤り等から事務負担の増加も懸念される。(75団体) - 決算日の換算レートを使用した方が望ましいと考える。(2団体)	- たたき台は、外国事業者が申請する場合に、事業者において、金額欄を外国貨幣換算率に基づいて、日本国通貨に換算して記載することを定めたものであり、審査においては、換算の際の誤りがないことを確認する必要があるため、その必要性は認められる。また、現にこれまで申請実績がないとの意見も多く、外国事業者からの申請事例は少ないものと考えられる。 - 決算日の換算レートについては、国土交通省の入札参加資格審査申請においても、外国貨幣換算率とされている。

● 主な意見

外国事業者からの申請を想定しておらず、対応が不明(申請実績がない)。75 団体

決算日のレートとすべき。2 団体

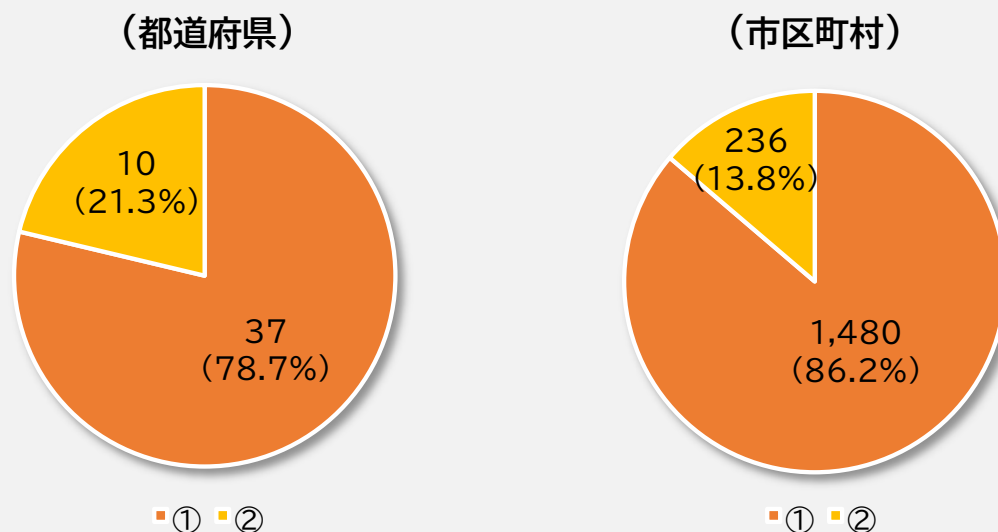
※ 上記のほか、「共同受付団体と協議が必要」(8団体)、「規則・要綱等の改正が必要」(1団体)等の意見があった。

- 上記の対応方針及び多くの団体において意見がなかったことを踏まえ、**たたき台のとおり**とするか。

測量・建設コンサルタント等の申請方法について

- 意見照会において、**建設工事と測量・建設コンサルタント等をまとめて回答した地方公共団体**の状況は以下のとおりとなっている。

<建設工事と測量・建設コンサルタント等をまとめて回答した団体>



【凡例】

- ① 建設工事と測量・建設コンサルタント等をまとめて回答
- ② 建設工事と測量・建設コンサルタント等をそれぞれ回答

共通化の方向性

- 意見照会において、都道府県、市区町村ともに、**建設工事と測量・建設コンサルタント等をまとめて回答した団体が多数**となっていること、また、それぞれ回答した団体においても、測量・建設コンサルタント等の特有の課題等は確認できなかったことから、**測量・建設コンサルタント等の申請方法の課題等は建設工事で挙げられた課題とほとんど同一**と考えられる。
- したがって、これまでの検討内容を踏まえて、**測量・建設コンサルタント等の共通の申請方法については、建設工事の申請方法と同様の内容とすることが考えられるか。**

建設工事及び測量・建設コンサルタント等の共通の申請方法(案)

※ 赤字はたたき台からの変更点

項目		共通の申請方法(案)
① 資格の有効期間		2年 ※ 物品・役務等の資格の有効期間も2年とする
② 申請の受付方式		定期申請 (地方公共団体の判断により、任意に随時申請又は追加申請を併用できる)
③ 定期申請	申請の受付期間	定期申請により資格が付与される日直前の10月1日から11月30日まで ※ 今後、共同受付・審査体制に係る検討に合わせて、最適な期間となるよう検討
	資格が付与される日	4月1日
	資格が付与される期間	4月1日から2年後の3月31日まで
④ 随時申請 (任意)	申請の受付期間	4月16日(閉庁日である場合は翌営業日)から 次期定期申請の受付期間の開始日直前の8月15日(閉庁日である場合は前営業日)まで (地方公共団体の判断により、当該期間を拡大することができる)
	資格が付与される日	4月16日～8月15日までに受付した申請については、遅くとも10月1日 8月16日～12月15日までに受付した申請については、遅くとも2月1日 12月16日～4月15日までに受付した申請については、遅くとも6月1日 (地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる)
	資格が付与される期間	資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで
⑤ 追加申請 (任意)	申請の受付期間	定期申請の1年後の10月1日から10月31日まで (地方公共団体の判断により、当該期間を拡大し、また、受付回数を増やすことができる) ※ 今後、共同受付・審査体制に係る検討に合わせて、最適な期間となるよう検討
	資格が付与される日	遅くとも定期申請に係る資格の有効期間の開始日の1年後の4月1日 (地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる)
	資格が付与される期間	資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで
⑥ 申請に使用する言語		申請項目・財務諸表は日本語／その他の外国語記載の必要書類は日本語訳を付記又は添付
⑦ 金額欄の記載方法		財務省告示の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載

その他の意見

全般に関する意見

- これまで、建設業者は地域の守り手であるとの認識の下、地域の実情に合致した評価項目を多く設け地域にとって望ましい建設業者を育成してきた経緯がある。今回の入札参加資格審査申請の共通化で全国共通の評価基準・方法で評価された場合には、地域に根ざした建設業者に大都市圏の建設業者との過剰な競争による負担を強いた結果、地域のインフラ整備や災害対応を担う建設業者がいなくなるおそれがある。
- 入札参加資格審査申請は地方公共団体と取引を希望する業者の登録制度といった位置づけで運用しているが、団体によってこの制度の考え方も異なっていると思われるので、この制度そのものの目的や構造自体を統一したうえで事務の統一を図るべきと考える。
- 申請項目や申請方法について、地方公共団体が任意に設定できるものは限りなくゼロに近づけるべきと考える。事業者が複数の団体に申請する場合、最大公約数的に、ほぼすべての任意項目に入力を求められることが想定され、使用に堪えないシステムになる可能性が高くなるのではないかと。市区町村が事務の見直しにより対応することを原則としていただきたい。

申請に関する意見

- 定期申請、随時申請、追加申請について、随時と追加が任意であるため、定期のみの団体、定期＋随時の団体、定期＋追加の団体が存在することになる。また、随時、追加については団体ごとに期間をある程度自由に設定できることとなっている。この点を統一しないと、時期により申請できる団体とできない団体があるため、同じ申請を別の時期に行うことが想定され、共通化による入札参加登録申請の事業者負担減の効果が薄れてしまうことが懸念される。

審査に関する意見

- 実際の審査業務においては、共通・選択申請項目よりも格付に係る独自申請項目(主観点項目)に係る審査負担の方が大きいため、今回の共通化が審査事務負担軽減につながるのか疑問である。
- 申請を一括受付・審査をするのであれば、格付についても全国統一で基準を設けて審査を行い、それをベースにどのように使う(使わない)かを各団体で判断する方が効率的で、煩雑な独自申請項目も減らすことができるのではないかと。格付処理は入札参加資格審査事務の中でも大きなウェイトを占めており、この負担が軽減されれば、申請時期の統一などもより検討しやすくなる。